

議 長
確認印

議会運営委員会会議録

1、開会の日時 閉 会	平成 28 年 9 月 14 日 16 : 00 平成 28 年 9 月 14 日 16 : 27
2、場 所	委員会室
3、出席した委員	割貝寿一、小林達信、鈴木安次、鈴木 茂、吉田克則
4、欠席した委員	なし
5、出席を要求した者	副議長
6、職務のため出席した者	議長、 事務局長、書記
7、付議事件	第 1 一般質問町長答弁について
8、議事の経過	<p>小林達信副委員長が開会 割貝寿一委員長あいさつ 第 1 一般質問町長答弁について 委員長：一般質問の答弁に関し疑義があるので意見をいただきたい。 副町長が議会に欠席した件を質したところ、本人の意思と答弁していた。しかし、当人は自らそのようにしたことはないと言っている。町長は、事実と違うことを発言したのではないか。 発言内容を文字にしたので確認願う。 (各委員確認) 委員長：意見はあるか。 小林委員：確かに本人の意思と言っている。このこと自体は事実と違うという話を聞いている。当事者に確認するしかないのではないか。 鈴木茂委員：町長が言う「耳にした」とは、誰かに聞いたということか。 議長：確かにそのようにも取れる。誰かに聞いてそう思ったのか。事実はこれだけではわからない。 委員長：本人から聞くしかないのか。事務局長。 事務局長：この場合の問題は、町長が事実と異なる答弁を意図的にしたかということ。議員の質問は、なぜ欠席したかということなので、手続きでなく、その状況を答弁したとすれば、前日に「明日の会議は欠席します」と本人が言うことはあり得るが、そもそも職員が議会に出席するためには、議長に出席を促さなければならず、本町ではそれは町長など執行機関の長の委任が必要である。したがって、委任をするかしないかは長の判断であって、本人の申し出があったかどうかは執行機関内の問題である。したがって、町長の発言は言葉足らずの点があったのではないかと考えられる。 委員長：確かに、軽率な発言でなかったかと思う。そもそも、町長が命令しなければ職員は勝手に行動することはできないはず。その点きちんと説明すべきと思う</p>

が。

事務局長：説明の方法としては、議員と同じように発言取り消しの手法などもあるが、発言そのものが間違っているとも断定できないので訂正をしていただくのがよいかと考える。

委員長：訂正しないとなったらどうするのか。

（その時点で検討するという人あり）

小林委員：この取り扱いを委員長に一任する。

（一人という声あり）

委員長：発言訂正を議長から申し入れていただくことにしたい。

（異議なし）

委員長：これで議事を終わる。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第 27 条の規定により署名する。

平成 年 月 日

議会運営委員長